

令和2年4月10日

財務省 国際局 調査課 外国為替制度調査室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令（案）等」に対する意見について

令和2年3月14日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

令和2年4月10日

「対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令（案）等」に対する全銀協意見

改正法で定められた期間内に施行が行われる場合においても、対内直接投資等又は対内直接投資等に相当するものに適用される「適用期日」について、下記事項を考慮のうえ、政令において半年程度延期することをご検討いただきたい。

- ・ 一般免除対象となる外国投資家であっても、閾値1%を超えた場合に必ず事後報告が必要となる点等が、外国投資家の投資マインドを冷え込ませる要因となり得ること。
- ・ 事前届出及び事後報告・実行報告が必要となる外国投資家においては、日本国内の弁護士等と新たに代理人契約する必要があるが、新型コロナウイルスによる渡航制限等により、事前準備が整わないおそれがあること。
- ・ 新型コロナウイルスによる経済及び株式市場への影響を最小限に留めるために、あらゆる措置を検討する必要があること。

以 上